

(案)

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第
号）第二条第二項の規定に基づき、特定ものづくり基盤技術を指定したので、
同条第五項の規定に基づき公表する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 名

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第二条第二項に基づ
き、特定ものづくり基盤技術を次のとおり指定する。

- 一 組込ソフトウェアに係る技術
- 二 金型に係る技術
- 三 電子部品・デバイスの実装に係る技術
- 四 プラスチック成形加工に係る技術
- 五 鍛造に係る技術
- 六 動力伝達に係る技術
- 七 部材の結合に関する技術
- 八 鋳造に係る技術
- 九 金属プレス加工に係る技術
- 十 位置決めに係る技術
- 十一 切削加工に係る技術
- 十二 織染加工に係る技術
- 十三 高機能化学合成に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 めっきに係る技術
- 十六 発酵に係る技術
- 十七 真空の維持に係る技術